

(別紙)

1. 家畜人工授精用精液又は家畜受精卵に係る規制の強化について

(1) 種畜検査申請書における契約上の制限の記載について（家畜改良増殖法施行規則等の一部を改正する省令（令和2年農林水産省令第64号）による改正後の家畜改良増殖法施行規則（昭和25年農林省令第96号。以下「新規則」という。）様式第1号関係）

今般、家畜遺伝資源法が新たに制定され、同法の保護の対象となる家畜遺伝資源に該当するためには、契約により、その使用する者の範囲又は使用の目的に関する制限（以下「制限」という。）を付す必要があることから、家畜人工授精用精液又は家畜受精卵（以下「家畜人工授精用精液等」という。）について、契約による制限を付すことが一層重要となっている。

この点を踏まえ、種畜検査の申請者は、種畜検査申請書の「その他」の欄に、当該種畜から採取された家畜人工授精用精液に係る制限について記載することができることとされた。

(2) 家畜人工授精用精液証明書等について（新規則様式第7号から様式第12号まで関係）

① 家畜人工授精用精液証明書等への契約の制限の記載

家畜遺伝資源法において、①契約による制限の範囲外への使用、譲渡等する行為、

②このような不正な経緯がある家畜遺伝資源を、その不正な経緯があることを知って、又は重大な過失により知らないで取得等する行為、③このような不正な経緯がある家畜遺伝資源を使用して生産された家畜、精液又は受精卵であることを知って、又は重大な家畜により知らないで取得等する行為を不正競争として規定し、差止請求や損害賠償請求の対象とすることとされた。

これを踏まえ、家畜生産事業者の意図しない家畜遺伝資源の流出を防止するとともに、不正競争に対する差止請求や損害賠償請求をより実行的にする観点から、家畜人工授精用精液等の流通過程にいる譲受者においても、家畜遺伝資源生産事業者が契約により付した制限が判別可能となるよう、家畜人工授精用精液証明書等を発行する獣医師又は家畜人工授精師は、当該証明書に添付する家畜人工授精用精液等について、当該家畜人工授精用精液等の生産の事業を行う者の求めに応じ、契約による制限の内容を当該証明書上に記載することができることとされた。

また、必要に応じて、契約の制限を表示したウェブサイトのアドレス又は家畜人工授精用精液等の生産の事業を行う者の電話番号も記載できることとされた。

このような契約の制限を家畜人工授精用精液証明書等に記載する場合として、例えば、以下のように契約による制限の概要が証明書上分かるよう、家畜人工授精用精液証明書等のいずれか空いている場所に記載されたい。

第 号 (番号又は記号)	
家畜人工授精用精液証明書	
種畜証明書番号	種畜の等級
名前	
家畜登録機関名及び登録番号	
種類及び品種	
精液採取年月日	
種畜飼養者の氏名又は名称及び住所	☑
獣医師（家畜人工授精師）の登録番号 (免許番号) 及び住所、氏名	☑

本証明書が添付されている家畜人工授精用精液は、○以外での利用を禁止する。

② 家畜人工授精用精液証明書等のみの譲渡の禁止（新規則様式第7号から様式第9号まで関係）

家畜人工授精用精液証明書等は、当該家畜人工授精用精液等を収めた容器の内容物を証明するため、当該家畜人工授精用精液等と対になって流通させなければならない。

しかしながら、特定の地域のみで使用することとされている家畜人工授精用精液が、当該地域外に家畜人工授精用精液証明書が添付されずに流通し、その使用によって生産された子牛の登記の際に使用済みの家畜人工授精用精液証明書が使用されたことが疑われる事案が確認された。

このため、家畜人工授精用精液証明書等のみを譲渡するような不正な行為を明確化するため、家畜人工授精用精液等に係る証明書の様式の備考欄に、家畜人工授精用精液証明書等のみを譲渡してはならない旨明記された。

このような備考欄への追記に加え、使用済みの家畜人工授精用精液証明書等については、その悪用を防止するため、当該家畜人工授精用精液証明書等が使用済みであるということが外見上も判別できるよう、以下に示す具体例のように処置されたい。

（例1：使用済みの家畜人工授精用精液証明書等の全体に消すことができないペンなどで×を記載）

第 号
(番号又は記号)

家畜人工授精用精液証明書

種畜証明書番号		種畜の等級	
名前			
家畜登録機関名及び登録番号			
種類及び品種			
精液採取年月日			
種畜飼養者の氏名又は名称及び住所			
獣医師（家畜人工授精師）の登録番号 (免許番号) 及び住所、氏名			

（例2：使用済みの家畜人工授精用精液証明書等の全体にスタンプを押印）

第 号
(番号又は記号)

家畜人工授精用精液証明書

種畜証明書番号		種畜の等級	
名前			
家畜登録機関名及び登録番号			
種類及び品種			
精液採取年月日			
種畜飼養者の氏名又は名称及び住所			
獣医師（家畜人工授精師）の登録番号 (免許番号) 及び住所、氏名			

(例3：使用済みの家畜人工授精用精液証明書等の番号に重複するように、割印を押印)


 第 号
 (番号又は記号)

家畜人工授精用精液証明書

	種畜証明書番号		種畜の等級
	名前		
	家畜登録機関名及び登録番号		
	種類及び品種		
	精液採取年月日		
	種畜飼養者の氏名又は名称及び住所		
	獣医師(家畜人工授精師)の登録番号 (免許番号)及び住所、氏名		

③ 生体内卵子吸引技術を用いて生産した家畜体外受精卵の場合における家畜体外受精卵証明書の記載方法

改正法による改正後の家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号。以下「新增殖法」という。）第11条の2の第2項において、生体卵巢の卵胞から吸引採取する卵子については「雌の家畜から家畜卵巢を採取する」との規定に該当するものとして扱っていることを踏まえ、生体内卵子吸引技術を用いて生産した家畜体外受精卵の場合、家畜体外受精卵証明書は、以下のとおり記載することとされた。

- (ア)「卵巢を採取した雌畜（そのとたいから卵巢を採取した雌畜を含む。）」の欄には、「未受精卵を採取した雌畜」の名前、家畜登録機関名及び登録番号、品種を記載する。
- (イ)「卵巢を採取した雌畜（そのとたいから卵巢を採取した雌畜を含む。）の飼養者の住所及び氏名又は名称」の欄は、「未受精卵を採取した雌畜飼養者の住所及び氏名又は名称」を記載する。

2. 家畜人工授精所に係る規制の整備

- (1) 家畜人工授精所の開設の許可の申請者が法人である場合に、欠格事由の対象となる使用人の範囲について（新增殖法第25条第1項第3号及び第2項第4号、家畜改良増殖法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第288号）による改正後の家畜改良増殖法施行令（昭和25年政令第269号）第13条、新規則第36条関係）

家畜人工授精所の開設の許可の申請者が法人である場合の欠格事由について、その対象となる使用人は、家畜人工授精所の業務を統括する者やその権限を代行しうる者として規定された。

この使用人とは、家畜人工授精所における家畜人工授精業務等についてその開設者や法人の役員と同視できる実質的な決定権限を持つ家畜人工授精所の業務を統括する者及びその権限を代行できる地位にある者をいう。すなわち、当該家畜人工授精所の開設者が法人である場合、家畜人工授精用精液等の処理、保存、販売等の業務を統括する権限を有している役職に就いている者など、役員とは別に家畜人工授精所の業務に関する実質的な決定権限を持つ者がいる場合は、当該者が使用人に該当する。

また、法人の内部規則等で家畜人工授精所の業務を統括する者の決裁権限が委任されている者などについても使用人に該当する。

- (2) 家畜人工授精所の開設許可に係る欠格事由について（新規則第32条第3号ロ及び第4号ハ）

今般の改正により、家畜人工授精所の開設の許可に係る欠格事由を厳格化し、関係法令等に違反し、罰金以上の刑に処せられて2年経過していない者は絶対的欠格事由に該当するものとして家畜人工授精所の開設の許可を与えないこととし、本法又は関係法律等に違反し、罰金以上の刑に処せられて2年以上経過した者や本法等に違反した者は相対的欠格事由に該当するものとして家畜人工授精所の開設の許可を与えないものとされた。

3. 特定家畜人工授精用精液等の譲渡等記録簿について（新增殖法第32条の5第1項、新規則様式第24号）

- (1) 譲渡等記録簿への施行日時点の在庫本数の記載

家畜人工授精所の開設者は、特定家畜人工授精用精液等を譲受け、譲渡し、廃棄又は亡失したときは、遅滞なく、これらに関する事項を記載することとして、新規則において譲渡等記録簿の様式が定められたが、令和2年10月1日の施行に当たって、同日時点の家畜人工授精用精液等の在庫の本数を、それぞれの譲渡等記録簿における同日以降最初の譲渡等に関する事項を記載した列の備考欄へ極力記載されたい。

- (2) 譲渡等記録簿に記載された特定家畜人工授精用精液等の廃棄について

譲渡等記録簿においては、廃棄した特定家畜人工授精用精液等の本数を記載することとされているが、特定家畜人工授精用精液等が確実に廃棄されたことを担保するため、家畜人工授精所の開設者は、第三者の立ち会いの下、極力まとめて特定家畜人工授精用精液等を廃棄されたい。

また、廃棄された特定家畜人工授精用精液等やこれに添付される家畜人工授精用精液証明書等が第三者に拾得され、不正に流通し、又は使用されることがないように、特定家畜人工授精用精液等は焼却処分し、家畜人工授精用精液証明書等は1.(2)②の使用済みの家畜人工授精用精液証明書等に係る処置に準じるなどの方法によることとされたい。

4. 家畜人工授精所の開設者による運営状況の報告（新增殖法第34条第3項、新規則第49条、附則第2条関係）

家畜人工授精所の開設者は、毎年、当該家畜人工授精所の運営の状況を都道府県知事に報告しなければならないこととされたが、経過措置として、家畜人工授精所において特定家畜人工授精用精液等に係る業務を行っている場合、施行日である令和2年10月1日から同年12月31日までの期間に係る内容については、特定家畜人工授精用精液等以外に係る業務を行っている場合と同じ様式に基づいて報告することとし、令和3年1月1日から同年12月31日までの期間に係る報告については、同年4月1日から同年12月31日の期間に係る報告をすることとされた。